

抵当権 物上代位 宅建 H07-06-3 <<#726>>

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対する債務の担保のためにA所有建物に抵当権を設定し、登記をした。第三者の不法行為により建物が焼失したのでAがその損害賠償金を受領した場合、Bは、Aの受領した損害賠償金に対して物上代位をすることができる。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 物上代位 【★基礎必須】

先取特権(・抵当権)は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。ただし、先取特権者(・抵当権者)は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。(民法 304 条 1 項)

⇒ 第 304 条の規定は、**抵当権**について準用する。(民法 372 条)